

2024年 10月 31日

各位

## 金沢信用金庫

## 「きんしん出資会員限定定期預金」取扱い開始について

金沢信用金庫（理事長 広岡 克憲）では、金沢信用金庫の出資会員さま限定の金利上乘せ定期預金「きんしん出資会員限定定期預金」を下記のとおり取扱いいたしますのでお知らせいたします。

## 記

## 1. 取扱開始日

2024年11月1日（金）

## 2. 適用金利

お預入れ日の店頭表示金利 + 0.100%

## 3. 商品概要

お預入れいただける方	金沢信用金庫の出資会員である個人のお客さま（個人事業主を含みます） ※出資をご加入いただいた店舗の口座でのみ作成可能となります。
対象となる定期預金	自動継続（元金継続のみ）のスーパー定期預金1年ものとしします。 ※ATM（自動機）作成の場合は、マル優取扱不可となります。
お預入れ金額	1契約あたり1,000円以上1,000,000円以下（1円単位） ※1顧客あたり合計1,000,000円が限度となります。
適用金利	お預入れ日の店頭表示金利+0.100% ※お利息は所定の計算といたします。 ※お利息には20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金がかかります。 ただし、マル優が適用される方は、マル優にてお取扱いいたします。
預入形態	通帳式（総合口座含みます）のみです。 ATM（自動機）でのお取扱いも可能です。
期限前解約	諸事情により期限前解約された場合は、金庫所定の中途解約金利を適用いたします。
苦情処理措置 紛争解決措置	預金商品の苦情等は、当金庫営業日に営業店またはリスク管理部（9時から17時、電話0120-538-552）にお申し出ください。東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会、金沢弁護士会、福井弁護士会及び富山県弁護士会が設置運営する仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは当金庫営業日に、上記リスク管理部または全国しんきん相談所（9時から17時、電話03-3517-5825）にお申し出ください。

その他	<ul style="list-style-type: none"><li>●預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本1,000万円までとそのお利息が保護の対象となります。当金庫に複数の付保対象預金口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとそのお利息が保護されます。</li><li>●詳しくは、当金庫ホームページ「預金規定集」の「定期預金共通規定」「自動継続自由金利型定期預金(M型)規定単利型《スーパー定期》」をご参照ください。</li><li>●募集期間中でも、市場動向などにより金利を変更する場合や、募集動向により受付を終了させていただく場合がございます。</li></ul>
-----	--

詳しくは、お近くの「きんしん」または、各種相談窓口 0120-122-588 までお問合せください。

以上

**【本件に関するお問い合わせ先】**

金沢信用金庫 営業店サポート部

〒920-8710 金沢市南町 1-1

TEL (076) 231-0274 (ダイヤル)

FAX (076) 231-7864

<https://www.shinkin.co.jp/kanazawa/>